

建業第 211 号
建技第 374 号
建工第 47 号
令和2年11月12日

各部局契約担当課長 様

交通基盤部建設支援局建設業課長
建設技術企画課長
工事検査課長

法定外の労災保険の付保の確認について（依頼）

このことについて、令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置付けられたことを踏まえ、令和2年10月1日以降の設計積算に適用される積算基準が改定されました。

建設工事請負契約約款第47条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされているため、これに基づき、監督員は受注者から工程表、主任技術者等通知書と合わせて確認書類（証券の写し等）の提出を受け、受注者による法定外の労災保険の付保の状況を確認するようお願いします。

なお、参考として別紙に法定外の労災保険の証券の例を添付します。

また、法定外の労災保険の付保について明示した入札公告例をSDO上の「工事等の契約実務要覧」データベースに掲載しておりますので、参考願います。

担 当 建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059
担 当 建設技術企画課技術調査班
電話番号 054-221-2181
担 当 工事検査課工事検査班
電話番号 054-221-3652

【法定外の労災保険の証券の例】

<p>この契約における補償対象は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務上災害及び通勤途上災害を補償対象とします。 2. 保険契約者が施工する表記補償対象の建設工事現場に就労する労働者で、保険契約者及びその下請負人（下位の下請負人を含む）に雇用されるものを対象とします。 3. 死亡、障害等級第1級から第7級まで、又は、傷病等級第1級から第3級までを補償対象とします。 <p>なお、表記保険金区分に対して、1級から第3級までと傷病等級第1級は100%、障害等級第4・5級は80%、6・7級は60%の保険金を支払います。</p> <p>年間完成工事高契約の加入証明書</p> <p>更新契約者（本契約の前1年以上前契約者）の場合は、継続と印字して</p>	
	<p style="text-align: center;">建設労災補償共済保険 加入証明書</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">この加入証明書は建設業者が労働安全会社等に提出するものです。</p> <p>契約種類</p> <p>保険契約者</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; color: red; border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px;">見本</p> <p>契約番号</p> <p style="text-align: right;">万円</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり加入していることを証明します。</p> <p>作成日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門サタケビル)</p> <p style="text-align: center;">公益財団法人 建設業福祉共済団</p>